

2018年11月15日

Japan tax alert

EY税理士法人

TPP11協定年内発効、 日欧EPAも来年2月 発効か

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年10月31日、オーストラリアが「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(以下、「TPP11協定」)承認の国内手続きを完了し、寄託国であるニュージーランドに対し通報しました。メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダに続く6カ国目の通報が完了したことから、60日後の2018年12月30日よりTPP11協定が発効することが確定しました。日本が署名したもう一つのメガFTAである日欧EPAも、双方の国内手続きが12月中に完了すれば、来年2月1日から発効します。2つのメガFTAは、協定の特恵税率の適用に必要な不可欠な原産地証明について、日本のFTAの中で初めて「自己証明(自己申告)制度」のみを採用する協定です。輸出者は、輸出時の証明書の発給手続きを省略できる反面、事後調査の可能性に備えるために、これまで以上に徹底したコンプライアンスが重要になります。

TPP11協定

2018年10月31日、オーストラリアが、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダに続く6カ国目として、TPP11協定の承認に係る国内手続きを完了し寄託国であるニュージーランドに対し通報しました。協定は、6カ国目の通報から60日後に発効することから、2018年12月30日より6カ国の間でTPP11協定が発効することが確定しました。7カ国目以降については、当該国の国内手続き完了の通報から60日後に発効することになります。

国内手続きを完了した6カ国間の貿易については、発効と同時に関税削減・撤廃が始まります。また、TPP11協定が年内に発効することで、段階的な関税削減・撤廃（ステージング）の区切りを1月1日としている締約国（日本は4月1日）については、2019年1月1日より「2年目」が始まり、ステージング対象品目の関税がさらに下がります。

TPPは、日本の自由貿易協定網をカナダやニュージーランドに拡大するほか、注目すべき規定がいくつか含まれています。TPPの原産地規則では、完全累積が認められており、品目別原産地規則の適用において、輸出国以外のTPP加盟国で非原産材料に対して付与された付加価値や生産工程を考慮することができます。また、後述の通り、原産地の証明について、生産者、輸出者、又は輸入者による自己証明制度が採用されています。

日欧EPA

2018年11月5日、欧州議会の国際貿易委員会が日欧EPAを承認しました。12月13日の本会議での最終採決を通過すれば、同月20日に欧州理事会による採決が行われ、そこでの承認をもってEU側の手続きが完了します。

日本側では、11月6日、政府が日欧EPAの承認案を閣議決定し、国会に提出しました。政府は今国会での承認を目指しています。

日欧EPAは、双方の国内手続きが完了し外交公文の交換が行われた翌々月の1日に発効するので、早ければ来年2月1日から発効することになります。

日欧EPAは、両国の工業品の関税の完全撤廃（段階的撤廃を含む）を定めており、製造業には特に大きな影響があります。酒類や農林水産品についても、広範囲な品目が関税削減・撤廃の対象になっているほか、地理的表示（GI）の保護やワイン等に関する非関税障壁の除去を約束しています。

TPP11協定と同様、日欧EPAの原産地規則も完全累積や自己証明制度を採用しています。

企業に求められる対応

完全生産品の定義、域内原産割合（RVC）の計算方法、「僅少の非原産材料」（日欧EPAでは「許容限度」）、積送基準等、2つのメガFTAの原産地規則では、従来の日本のFTAとは異なるルールが採用されている規定が数多くありますが、中でも注目されるのが、原産地の証明手段として、「自己証明（自己申告）制度」のみを採用していることです。

従来の日本のFTAにおける原産地証明制度は、（認定輸出者制度、自己証明制度との並立制も含め）第三者証明制度を採用し、日本では経済産業省の指定を受けた日本商工会議所が原産地証明書の発給を行っていましたが、自己証明制度を採用するTPP11協定及び日欧EPAにおいては、輸出者、輸入者又は生産者が自ら原産地証明書類を作成するため、第三者機関からの発給手続きが省略でき、リードタイムやコストの削減につながります。

他方、自己証明による原産地証明書類はその真正性について輸出国政府関係機関の確認を得ていないものであることから、従来よりも輸入国税関による検認が増加する可能性もあります。特に、TPP11協定における検認は、輸入国税関から事業者へ（輸出国政府を介さず）直接に要請が送付され、指定の期限までに回答する必要があり、回答できない場合、非回答を理由に特惠税率の適用を否認される可能性があります。したがって、検認要請があった場合に正確かつ迅速に対応ができるよう、原産性の証明に係る記録の保管がより一層重要になります。

TPP11協定と日欧EPAという2つのメガFTAの発効に向け、その利益を最大限享受しながらリスクを最低限に抑えるために、新たな証明制度への対応も含めた体制の見直し求められるといえます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一
原岡 由美

パートナー
アソシエートパートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com
yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181115

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp